

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

## INDEX

- ・「介護サービス情報の公表」に係る報告(調査票の提出)のお願い
- ・居宅サービスの「電子申請・届出システム」による変更届・加算届受付について
- ・居住支援特別手当事業に関するお知らせ
- ・地域を支える「訪問介護」応援事業における補助金事業の交付申請を受付中です！
- ・居宅介護支援事業所管理者向けマネジメント支援研修
- ・令和7年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・「日本版 BPSD ケアプログラム」アドミニストレーター養成研修(第3期)の御案内
- ・東京都病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修(第1回)
- ・「事業所への講師派遣研修」(登録講師派遣事業)2期のお申し込みを受付中です！
- ・東京都消費生活総合センターからのお願い Part4 & 高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

令和7年8月1日発行 第253号

### ○ 「介護サービス情報の公表」に係る報告(調査票の提出)のお願い

お知らせ

「介護サービス情報の公表」制度では、新規事業所及び前年度介護報酬実績額(利用者負担額を含む)が100万円を超える既存事業所については、毎年1回、介護サービス情報を都道府県知事に報告することが義務付けられています(介護保険法第115条の35)。

この度、東京都では、介護保険法施行令第37条の2の3第1項等に基づき、「令和7年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」を策定いたしました。

これに基づき、東京都指定情報公表センターより報告対象事業所へ、7月14日付で「計画実施通知書」を送付しております。

つきましては、**東京都指定情報公表センターより順次送付される「提出依頼通知」に基づき、各期限までに「介護サービス情報報告システム」による報告をお願いいたします。**

なお、今年度、訪問調査の対象事業所におかれましては、調査実施に御協力をお願いいたします。

調査票	基本情報	運営情報
既存事業所	必須	必須
新規事業所	必須	—

※ 公表事項の追加について

令和6年度より情報公表システムで**財務諸表(事業活動計算書、資金収支計算書、貸借対照表)**を公表することになり、報告時にファイルのアップロードが必要になります。**アップロードしたファイルはそのまま公表されますので、個人情報・機密情報が含まれないようご注意ください。**

※「事業所の特色」について

平成24年度の情報公表システムの見直しにより、従業員や利用者の特色に関する情報、定員の空き状況、写真や動画等を公表できる枠組みがあります。公表している内容については随時更新が可能ですので、ぜひご利用ください。

【報告方法及び公表内容のお問い合わせ先】

指定情報公表センター TEL03-3344-8630

【本制度のお問い合わせ先】

介護保険課介護保険担当 TEL03-5000-7552

## ○居宅サービスの「電子申請・届出システム」による変更届・加算届受付について

東京都では、居宅サービス事業者の皆様からの各種申請手続きの電子化を進めており、令和6年度から、新規指定申請について、国の「電子申請・届出システム」により受付を行っております。

このたび、居宅サービスにおける変更届・加算届に関しても、令和7年8月1日から、「電子申請・届出システム」での受付を開始いたしますので、お知らせいたします。(※)

「電子申請・届出システム」での提出にあたっては、GビズIDの取得が必要となります。介護サービス事業者の皆様におかれましては、下記についてご確認いただき、電子申請に必要な準備を済ませていただくようお願いいたします。

なお、加算届については、今まで「居宅サービス事業所 加算届提出用アプリ」(以下、「加算届提出用アプリ」)にて受け付けておりましたところですが、令和7年10月末をもって加算届提出用アプリの運用は終了予定です。加算届の提出を予定されている場合、お早目の提出をお願いします。

※令和7年8月から令和7年10月末までは、加算届提出用アプリ及び電子申請・届出システム両方で加算届を受け付けます。

※オンライン申請を希望しない場合は、従来どおり、郵送による提出も受付いたします。ただし、令和8年度には原則オンライン申請となる予定でございますので、ご注意ください。

### 「電子申請・届出システム」による申請方法について

・Gビズは、行政サービスを利用するための共通認証システムで、電子申請にあたってはGビズIDのアカウント作成が必要になります。以下のリンク先、デジタル庁のホームページから申請します。デジタル庁ホームページ：<https://gbiz-id.go.jp/top/>



・GビズIDのアカウントの作成方法については別紙「介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請の手引き(事業所向け)」をご確認ください。

【東京都福祉局 HP 掲載リンク】(P11～34「GビズIDの取得」)

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/jigyosyamuke\\_tebiki-pdf](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/jigyosyamuke_tebiki-pdf)



・「電子申請・届出システム」ログイン画面

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



・変更届・加算届の掲載 HP

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib)

「既に指定を受けた介護事業者の皆様へ」から、該当サービスのページにお進みください。



### 問合せ先

・GビズIDに関すること

GビズIDヘルプデスク

TEL:0570-023-797 ※受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

メール：<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>



・居宅サービスに係る電子申請・届出システムによる申請に関すること

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室

①電子申請・届出システムによる申請に関するお問合せ先 TEL:03-3344-7270

②新規指定申請、変更届等に関するお問い合わせ先 TEL:03-3344-8517

※受付時間 9:30～17:30(土・日・祝日、年末年始を除く)

・本件に関するその他のお問合せ、事業所運営や介護報酬の制度に関する問合せは、原則、以下のお問い合わせフォームからお願いしております。

東京都福祉局＞高齢者＞東京都介護サービス情報

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

※「＜質問フォーム＞都指定の居宅サービスに関するご質問はこちらから」からアクセスください。



## ★ 居住支援特別手当事業に関するお知らせ ★

お知らせ

**(1)R6年度申請事業者は必須!! 実績報告の受付は8月29日(金)まで**

**(2)R7年度交付申請を受付中! 未申請の事業者はお早めに**

**(1)令和6年度「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」の実績報告を受付開始**

令和6年度にご申請いただいた事業者は、**実績報告が必要**です。期間内に必ず本事業マイページからお手続きをお願いします。詳細は下記ポータルサイトをご覧ください。

なお、本実績報告において、実績が令和6年度に概算交付を受けた額を下回る場合は、超過交付分を返納していただくこととなります。

**【令和6年度実績報告 受付期限】 8月29日(金)まで**

(2)令和7年度「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」の交付申請を受付中

昨年度は多くのご申請をいただき、現場の職員の方からも喜びの声を頂戴しております。未申請の法人におかれましてはお早めにお手続きください。事業の説明動画や資料、申請の手続方法は下記ポータルサイトをご覧ください。

**【令和7年度交付申請 受付期限】 12月26日(金)まで**

### ● 居住支援特別手当ポータルサイト

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp>

#### 【事業概要】

- 住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、介護報酬の国の見直しが講じられるまでの間、介護職員及び介護支援専門員に対して、居住支援特別手当を支給する介護保険サービス事業所を支援します。

#### 【支給額】


- 職員1人当たり年間最大24万円  
(月1万円+勤続年数が1年目から5年目までの介護職員には月1万円加算)

#### 【お問い合わせ】

東京都居住支援特別手当事務局 (電話 03-4500-0111)

## ○ 地域を支える「訪問介護」応援事業における補助金事業の交付申請を受付中です！

東京都では、「地域を支える『訪問介護』応援事業」の一環として、今年度新たに「令和7年度訪問介護採用経費支援事業」及び「令和7年度訪問介護事業所等電動アシスト自転車購入経費支援事業」の補助金事業を実施いたします。**9月30日(火)まで**申請を受け付けておりますので、ぜひ活用について御検討ください。

補助金名	訪問介護採用経費支援事業	訪問介護事業所等電動アシスト自転車購入経費支援事業
対象事業者	<p>交付申請日時点で都内において、<b>訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護</b>サービスの指定を受けている事業所。</p> <p>ただし、上記4種類のサービスを行う都内の事業所数が10か所以上かつ資本金5千万以上の事業者が設置する事業所、国又は地方公共団体が設置する事業所は除きます。</p>	<p>交付申請日時点で都内において、<b>訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護</b>サービスの指定を受けている事業所。</p> <p>ただし、上記4種類のサービスを行う都内の事業所数が10か所以上かつ資本金5千万以上の事業者が設置する事業所、国又は地方公共団体が設置する事業所は除きます。</p> <p>また、業務継続計画(BCP)を策定していることが要件となります。</p>
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 求人媒体への掲載費用</li> <li>② チラシの印刷経費</li> <li>③ ネット広告料</li> <li>④ 就職フェア出展費用</li> <li>⑤ 採用事務アウトソーシング費用</li> </ul>	<p>電動アシスト自転車の購入経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 電動アシスト自転車の購入時に付属するバッテリーは補助対象。(バッテリー単体は補助対象外)</li> <li>※ 補助対象となる電動アシスト自転車には要件があります。</li> </ul>
申請単位・補助金額上限	採用の有無にかかわらず、 <b>1法人</b> あたり最大80万円(補助率 10/10)まで。	<b>1事業所</b> あたり最大 15 万円(＝補助基準額 20 万円×補助率 4 分の 3)まで。
申請方法 (2事業共通)	<p>申請書類を東京都ホームページ(※)からダウンロードの上、<b>9月30日(火)【必着】までに</b>、以下郵送先までご郵送ください。</p> <p>(※)<a href="https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/chiiki">https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/chiiki</a></p> <div style="text-align: right;">  </div> <p>なお、<b>申請期限を過ぎたものについては、補助対象期間内に経費が発生していたとしても交付ができないため、当該年度に経費が発生する見込みがある場合は、必ず申請期間内のご申請をお願いいたします。</b></p> <p><b>【申請書類郵送先】</b>            〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-1-8 2F            株式会社コスモピア内 R7 地域を支える「訪問介護」応援事業補助金事務局</p>	
お問合せ先 (2事業共通)	<p>本補助金に関するお問合せは、下記までお願いいたします。</p> <p>電話 ☎ : 03-6380-8728 【電話受付時間は、土日祝日を除く9時から 18 時】</p> <p>メール ✉ : <a href="mailto:homecare-support-tmg@cosmopia.jp">homecare-support-tmg@cosmopia.jp</a></p>	



## ○居宅介護支援事業所管理者向けマネジメント支援研修

お知らせ

介護支援専門員を確保し、育成するために、居宅介護支援事業所の管理者として求められるマネジメントスキルや人材育成等の知識を習得することを目的とした研修を実施します。

### 【対象者】

以下のいずれかに該当する方

○都内の居宅介護支援事業所の管理者

○都内の事業所<sup>(※)</sup>で勤務する主任介護支援専門員

(※)地域包括支援センター、居宅介護支援、介護予防支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（各種介護予防サービスも含む。）

### 【研修内容(合計8時間)】

- ◇居宅介護支援事業所の管理者としての理念について
- ◇職員の採用・定着に向けた取組について
- ◇ICTやテレワーク・ネットワークの活用等
- ◇ハラスメント対策
- ◇職員のメンタルヘルス◇事例から考える臨床倫理
- ◇職員のモチベーション維持について
- ◇多職種との連携を高める管理者の在り方
- ◇事業計画の立案から事業所の方針を学ぶ

### 【研修実施について】

○研修実施方法

各自で研修動画を視聴していただく**オンデマンド研修**です。

会場集合やグループワークはありません。

○研修スケジュール

動画の**視聴期間は、令和7年10月から11月頃**を予定しています。

別途指定する期間内に動画の視聴を終えてください。

### 【申込について】

○募集時期

令和7年8月から9月頃に募集を行う予定です。準備ができ次第、研修事務局である特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会(CMAT)の[ホームページ](#)にてお知らせします。

○費用

参加無料です。

**お申込み方法や申込期間などの詳細は、決まり次第改めてご案内します。**

### 【お問合せ先】

○申込や受講決定などの研修実施に関すること

特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会(CMAT)

電話:03-6261-7006

メールアドレス:mgmt@cmat.jp

○研修内容に関すること

東京都福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課 ケアマネジメント支援担当

電話:03-5320-4279

## ○ 令和7年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和7年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉局>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>



Q 東京都訪問看護推進総合事業

### <R7年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 認定分野:訪問看護(在宅ケア)、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修:共通科目、在宅療養にかかる科目	1回目 5月30日(金) 2回目 10月31日(金)
	(2) 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業	7月18日(金) 締切は終了しておりますが、今年度雇用する事務職員について申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	1回目 5月30日(金) 2回目 10月31日(金) 3回目 1月30日(金)
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	6月27日(金) 締切は終了しておりますが、今年度雇用する新任の訪問看護師について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	訪問看護体験・研修の申込受付中! 各教育ステーションへ直接お申込みください。
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1)育成定着推進コース 受付終了しています。 (2)その他コース 別途ご案内します。
	いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業 在宅療養訪問看護シミュレーション研修 ※東京都公立大学法人に受託して実施します。	研修の申し込みを受け付け中です。 ※詳細は、委託先のホームページをご覧ください。 <a href="https://ikiikianshin.com/">https://ikiikianshin.com/</a>
	訪問看護人材確保事業	※詳細は別途ご案内いたします。



訪問看護オンデマンド研修の動画公開中

令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。  
訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご活用ください！

<https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4gRZnyDTlzPTAr5MPDQTr9STE>



※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5000-7560

## ○「日本版 BPSD ケアプログラム」アドミニストレーター養成研修(第3期)の御案内

お知らせ

東京都では、日本版BPSD ケアプログラム(※)のアドミニストレーター養成研修を、令和6年度介護報酬改定で創設された「認知症チームケア推進加算」の算定要件とされている認知症チームケア推進研修として実施しています。

※ 東京都では、公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して、スウェーデンのケアプログラムをもとに、「日本版 BPSD ケアプログラム」を開発し、その普及を通じて認知症ケアの質の向上に取り組んでいます。このケアプログラムは、介護サービス事業所や地域において、認知症ケアの質の向上のための取組を推進する人材を養成するとともに、BPSD の症状を「見える化」するオンラインシステムを活用し、ケアに関わる担当者の情報共有や一貫したケアの提供をサポートするものです。

この度、第3期のアドミニストレーター養成研修(e ラーニング)を開催しますので、ご参加を希望の方は、お申し込みください。※8月12日(火)東京都 HP 掲載予定。

【東京都 HP(認知症ケアプログラムについて)】

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou\\_navi//torikumi/careprogram/index.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi//torikumi/careprogram/index.html)

【認知症チームケア推進加算について】

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou\\_navi//torikumi/careprogram/shinkasan/index.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi//torikumi/careprogram/shinkasan/index.html)

【東京都 HP(アドミニストレーター養成研修(都実施分について))】

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou\\_navi/torikumi/careprogram/administrator/index.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/careprogram/administrator/index.html)

<アドミニストレーター養成研修(e ラーニング)について>※第3期

【形 式】**eラーニング研修**(標準所要時間 4 時間)

【目 的】介護サービス事業所等の職員が、ケアプログラムを実践するための「アドミニストレーター」として、必要な知識及び技術を習得する。

【開講期間】**令和7年9月1日(月)～令和7年9月26日(金)**

【募集期間】令和7年8月12日(火)～令和7年9月5日(金)(予定)

【対 象】下記の3条件を**全て満たす**介護サービス事業所及び介護保険施設等の職員

① 東京都内に所在する事業所等であること。

② ケアプログラムの申請窓口となっていない区市町村に所在する事業所等であること。

※ケアプログラムを利用している区市町村に所在する場合は、区市町村が実施するアドミニストレーター研修をご受講ください。

※ケアプログラムの申請窓口となっている区市町村の一覧は、下記 URL をご参照ください。

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou\\_navi/torikumi/careprogram/kushityousen/index.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/careprogram/kushityousen/index.html)

③ アドミニストレーター研修修了後、別途実施するフォローアップ研修(ZOOM によるオンライン形式で120分×2日間)に参加できる者であること。

※ただし、受講者数により、希望される時期のフォローアップ研修に参加できない場合があります。

**アドミニストレーター研修を受講された方は、フォローアップ研修も受講する必要があります。**

<令和7年度 第3期フォローアップ研修日程>

1日目:10月10日(金)

2日目:12月19日(金)

※研修時間:午前10～12時、午後2～4時

【費 用】無料

【申込方法】東京都 HP 上の参加申込フォームから、**【9月5日(金曜日)】**までにお申し込みください。

<東京都 HP(アドミニストレーター研修(都実施分について))>※再掲

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou\\_navi/torikumi/careprogram/administrator/index.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/careprogram/administrator/index.html)

【お問い合わせ先】

東京都 福祉局 高齢者施策推進部 在宅支援課 認知症支援担当

TEL 03-5320-4277

## ○東京都病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修(第1回)

お知らせ

日頃から高齢者と接する機会の多い、病院勤務以外の医療従事者を対象とした認知症に関する研修会を開催します。

地域の中で認知症の疑いのある人に早期に気づき、認知症のある人や家族を支えるために必要な基本知識やケアの原則、医療と介護の連携の重要性等の知識について研修いたします。

認知症に関する基本知識やコミュニケーション、意思決定支援に関すること等について学びたい医療従事者の方、ぜひ御受講ください！！

### 【対象】

東京都内の診療所・訪問看護ステーション・地域包括支援センター・行政・介護事業所・介護福祉施設・障害福祉施設に勤務する、看護師、保健師、理学療法士、歯科衛生士等の医療従事者

【開催日時】令和7年9月20日(土)12時30分～16時15分

### 【研修内容】

- 1 東京都における認知症施策  
講師 福祉局高齢者施策推進部認知症施策推進担当課長
- 2 認知症の基本的知識と最新治療  
講師 古田 光 氏(東京都健康長寿医療センター認知症疾患医療センター センター長)
- 3 認知症ケアの考え方とその実際  
講師 鈴木 みずえ氏(浜松医科大学医学部看護学科臨床看護学講座 特命研究教授)
- 4 認知症のある人の食を支える  
講師 山田 律子氏(北海道医療大学看護福祉学部長・教授)  
質疑応答・意見交換

【開催方法】オンライン開催

【申込期間】令和7年7月22日(火)～9月8日(月)

【定員】400名

【費用】無料(WEBによる研修視聴時のデータ通信料は本人負担となります。)

### 【申し込み方法】

公益社団法人東京都看護協会ホームページの申し込みフォームから申し込み。  
7月22日(火)から申し込みを開始します。9月8日(月)までにお申し込みください。  
〈東京都看護協会HP〉

<https://www.tna.or.jp/nurse/entrusted/dementia/>

### 【研修に関する問合せ先】

公益社団法人東京都看護協会 事業部

TEL 03-6300-5398 e-mail [jigyos6@tna.or.jp](mailto:jigyos6@tna.or.jp)

**○「事業所への講師派遣研修」(登録講師派遣事業)2期のお申し込みを受付中です！**

介護福祉士養成施設等の教員で本事業に登録された講師が、直接職場を訪問(ライブ型オンライン研修にも対応)し、職場のニーズに応じた専門的・実践的な内容の研修を行う「登録講師派遣事業」の申し込みを受け付けています。

【対象施設】小・中規模の福祉施設、介護保険施設や居宅サービスの事業所等

【派遣費用】無料

【研修テーマの一例】「介護現場で求められる接遇とマナー」「仕事に対する姿勢」「身体拘束と虐待防止」「障がい者の方々が認知症になった時」「メンタルヘルス～自分のストレスレベルを知り、対処法を考える」「腰痛を防ぐ！介護技術入門」ほか

※地域のネットワークづくり等に活用できる、ユニット型(別法人複数事業所による合同)研修も可能です。

【研修内容及び申込方法等】下記、東社協研修受付システム「けんとくん」内の登録講師派遣事業受付システムから、「研修科目一覧」及び「講師名簿」等をご覧になり、お申し込みください。東京都福祉人材センター研修室では、ご希望内容を確認の上、登録講師と派遣に向けた調整を行います。(お申し込みには、「けんとくん」への事前登録が必要です)

・登録講師派遣事業受付システム <https://www.kentokun.jp/koushihaken/> もしくは「東社協 けんとくん」で検索可

【申込締切】令和7年9月1日(月)

★東京都福祉人材センター研修室では、職場研修アドバイザーによる研修実施に関する相談も受け付けています。『研修を企画したいけど、どうしたらいい?』など、お悩みの際は、是非ご相談ください。

【東社協研修受付システム けんとくん】 <https://www.kentokun.jp/>

【お申込み・お問合せ先】

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター研修室 TEL 03-5800-3335

【お問合せ先】生活福祉部地域福祉課福祉人材対策担当 TEL 03-5320-4049

# ○東京都消費生活総合センターからのお願い Part4 & 高齢者見守り人材向け出

## 前講座」のご案内

お知らせ

### ■ 見守る方へ、東京都消費生活総合センターからのお願い Part4

#### リースバックの被害が増加しています！！

これまでお伝えしてきたとおり、在宅時間が長い高齢者は、訪問販売や電話勧誘販売による被害に遭いやすいという特徴があります。今回はその中でも特に深刻な被害につながりやすい「**リースバック契約**」についてお伝えします。

リースバック契約とは、**自宅を不動産会社に売却して代金を一括で受け取り、その後、買主と賃貸借契約を結び、自宅に住み続けることができるという契約**です。固定資産税がかからない、売却により一時的な資金が手に入る(場合によっては、これを借金の返済に充てることができる)、そして何より売却後も住み慣れた自宅に住み続けることができるなどという点が、高齢者にとってはメリットに映るのだと思われませんが、以下のようなデメリットもあるので注意が必要です。

- ・ 売却代金が相場より著しく安価である
- ・ (毎月の賃料で)売却代金が底をつき、賃料が払えなくなると退去しなくてはならない
- ・ 賃貸借契約が定期借家契約となっていて契約が満了すると更新ができなかったり、貸主が変わると再契約ができなかったりする可能性がある

また、事業者の長時間の居座りや、強引な勧誘により、判断力の低下した高齢者が、契約内容もきちんと理解しないまま、契約を締結させられているケースも目立ちます。この契約には**クーリング・オフの適用がない**ため、場合によっては、**早急に弁護士など法律家につないで対応する必要**があります。

自宅にこのまま住み続けたいのに売却させられてしまった…、高齢者は自ら被害に気付かず、被害の潜在化が懸念されるどころですが、周りの方のちょっとした気づきが高齢者の生活を守ることにつながります。何か変、ちょっとおかしいな?と思ったら、速やかに消費生活センターにご相談ください。

### ■ 高齢者見守り人材向け出前講座のご案内

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期に発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要です。

東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

#### ◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

#### ◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

#### ◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2025年4月1日から2026年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「[くらしWEB](#)」(下記)を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無 料**

申込条件：●申込者…都内の地域包括支援センター、介護事業者、社会福祉協議会、民生・児童委員、金融機関、宅配事業者、町会・自治会の他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者…原則10人以上

申込受付：2025年4月1日から2026年3月10日まで(先着200回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL([東京くらしWEB](#))から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京暮らしWEB

[https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de\\_koza/kourei.html](https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

<トップ⇒消費者教育⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会 事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール: Tmimamori@zenso.or.jp

FAX:03-5614-0743

\*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

【連絡先】

東京都消費生活総合センター活動推進課 高齢者見守り・連携担当

TEL: 03-6228-1331